

知的障害高等特別支援学校における選挙や政治に関する教育内容についての調査研究

—保護者への意向調査を通して—

坂本 裕 岐阜大学大学院教育学研究科
佐々木 全 岩手大学大学院教育学研究科
松野 友香 岐阜県立恵那特別支援学校

要 旨: 知的障害高等特別支援学校等に在学する 18 歳に達した知的障害のある生徒が有権者となる状況を受け、知的障害高等特別支援学校生の保護者 192 名に行った我が子の投票行動に関わる調査の結果から、知的障害高等特別支援学校で行う選挙や政治に関する教育内容とその配慮点について検討した。その結果、教育内容として【選挙の意義や投票方法】、《生活との関係》、《投票の説明と模擬投票》を、情報提供として【候補者についての情報】、《わかりやすい政見放送》、《選挙情報の提供・解説》を、選挙当日において【投票の流れが分かる会場】、《支援カードの利用》、《支援者の配置》を保護者が希求しており、その対応には学校のみならず、教育委員会・選挙管理委員会等も含めた検討が必要であることが指摘された。

Key Words: 選挙権, 知的障害, 高等特別支援学校, 教育内容, 保護者

I. 問題と目的

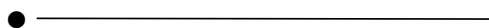
我が国においては、2015 年 6 月、公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、18 歳で選挙権が得られることになり、高等学校や特別支援学校高等部、高等特別支援学校に在学中 18 歳に達した生徒が有権者となった。そのため、学校教育の場での主権者教育の実践がこれまで以上に強く求められている⁹⁾¹⁸⁾²⁴⁾。

こうした状況を踏まえ、2019 年 2 月に公示された特別支援学校高等部学習指導要領⁸⁾においても、知的障害者を教育する特別支援学校の教科の高等部社会科 1 段階「イ公共施設の役割と制度。(イ) 制度に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。⑦ 我が国の政治の基本的な仕組みや働きについて理解すること。⑧ 国や地方公共団体の政治の取組について調べ、国民生活における政治の働きを考え、表現すること」といった政治に関わる事項が学習すべき内容として明示された。加えて、同社会科の『指導計画の作成と内容の取り扱い』にて『(前略)選挙などの

国民の政治参加の方法や意味についても取り上げること。(後略)』との配慮点も示された。

しかし、これらの学習内容を教育活動として実践する際に留意すべきは、投票所などにおいて、教師は知的障害のある生徒が有権者として投票とそれに関わる一連の行為の行使を、直接支援することは不可能な点である⁹⁾。そのため、保護者が知的障害のある我が子と投票を行うに当たり、学校にどのような選挙や選挙に関する教育内容を取り扱ってほしいと考えているのかを明確にしておく必要があるとの指摘がある²⁵⁾。しかし、このことに関わる先行研究としては、知的障害成人の保護者を対象とした投票に関する調査¹⁴⁾、高等特別支援学校生の保護者の政治への意識に関する調査⁶⁾しかない。

本稿ではこれまで述べてきたような状況を踏まえ、知的障害高等特別支援学校生の保護者に対して行った知的障害のある生徒の投票行動に関わる調査の結果から、今後、知的障害高等特別支援学校で行う選挙や選挙に関する教育内容とその実施における配慮点について検討する。



II. 方法

1. 調査対象

知的障害高等特別支援学校生の保護者 186 名
その内訳は、父 22 人(11.8%)、母 156 人(83.9%)、祖父 1 人(0.5%)、祖母 5 人(3.0%)、その他 2 人(1.0%)であった。

なお、調査対象者の子どものプロフィールは、1 年生 75 人(40.3%)、2 年生 67 人(36.0%)、3 年生 44 人(23.7%)、男子 136 人(73.1%)、女子 50 人(26.9%)であった。そして、知的障害の程度(療育手帳)は軽度 180 人(B2:174 人(93.5%), B1:6 人(3.2%)),中・重度 6 人(A2:2 人(1.1%), A1 4 人(2.2%)), 知的障害と併せ有する障害の状況は肢体不自由 4 人(2.2%)、自閉症 45 人(24.2%)、他 23 人(12.4%)であった。

2. 調査時期

2018 年 5 月～7 月

3. 調査手続き

調査対象とする知的障害高等特別支援学校を東日本地区、中日本地区、西日本地区から各 1 校ずつ任意で抽出し、学校長の調査協力への承諾を得た後、各調査対象校に調査用紙を郵送し、各学級担任を通じて保護者 250 名に配布した。調査対象者には書面で、調査の趣旨、調査参加は個人の自由意思に基づくものであること、回答内容はコンピュータ処理を行い、個人が特定されないこと、調査結果は公開すること等を示し、同意を得た者のみが回答するようにした。回答終了後、対象校が取りまとめ、郵送によって、197 名(回収率 78.8%)から回収した。そのうち、欠損データのあった 11 名分を除き、186 名分を分析対象とした。

なお、対象校 3 校ともに、模擬投票等は行っているが、在校生の保護者が知的障害のある我が子と投票を行うに当たり、学校にどのような選挙や政治に関する教育内容を取り扱ってほしいとしているのかに関する調査は行っていない。

4. 調査内容

1) 属性に関する質問

調査対象者と生徒の関係、生徒の学年、性別、障害種、所有する療育手帳の種類

2) 特別高等支援学校生徒の選挙権行使に関する質問

(1)我が子の選挙権行使への期待(問 1)

本調査への参加同意者全員に、我が子の選挙権行使について「投票してほしい」「投票してほしくないかは決めかねている」「投票することは難しい」の選択肢から当てはまるものを 1 つ選択するように求めた。

そして、本間において選択肢「投票してほしい」を選択した保護者には、以降の問いへの回答も求めた。

(2)我が子の投票に関わる家庭での様子(問 2)

家庭での選挙に関わる我が子の様子を自由記述で回答するように求めた。

(3)我が子の投票権行使に関わる要望(問 3)

我が子の投票権行使に関わる学校や選挙管理委員会等への要望について、「学校で選挙や政治に関して行ってほしい教育内容」「選挙にかかわる情報提供において配慮してほしい事項」「投票当日に配慮してほしい事項」の 3 点について自由記述で回答するように求めた。

なお、保護者の政治への関心に関する質問項目も設定したが、本稿では割愛した⁶⁾。

5. 分析方法

我が子の選挙権行使について「投票してほしい」と回答した保護者の問 3 における「学校で選挙や政治に関して行ってほしい教育内容」「選挙にかかわる情報提供において配慮してほしい事項」「投票当日に配慮してほしい事項」への自由記述による回答を分析対象とした。問いごとに最小出現数を語彙数全体の上位 30% を目処として階層的クラスタ分析を行った。そして、クラスタ数はクラスタ併合水準から判断した。なお、本論文においては、形成されたクラスタで上位のクラスタをカテゴリー、下位のクラスタをラベルとし、本文中においてはカテゴリーを【】、ラベルを《》で示した。解析には KHCorder3 を使用した。



III. 結果

1. 我が子の選挙権行使への期待(問 1)

我が子の選挙権行使について「投票してほしい」と回答した保護者は 71 人(38.2%)であった。そして、「投票してほしいかは決めかねている」と回答した保護者は 106 人(57.0%)。「投票することは難しい」と回答した保護者は保護者 9 人(4.8%)であった。

2. 我が子の投票に関わる家庭での様子(問 2)

問 1 で我が子の選挙権行使について「投票してほしい」と回答した保護者は 71 人を分析対象とした。なお、我が子の障害の状態は軽度 70 人(B2 : 68 人(95.8%), B1 : 2 人(2.8%)), 中・重度 1 人(A2 : 1 人(1.4%))であった。そして、家庭での選挙に関する様子については 71 人中 50 人から回答があり、選挙や政治への関心は低い 29 人、選挙や政治に関するテレビのニュース番組は見ている 20 人が主たる回答であった。

3. 我が子の投票権行使に関わる要望(問 3)

1) 学校に選挙や政治に関して行ってほしい教育内容

学校に選挙や政治に関して行ってほしい教育内容には 64 名から回答があった。それらの回答内容を最出現数 3 として分析したところ、Fig.1 に示したデンドログラムが示され、クラスター併合水準(1.4)から 4 クラスターと判断した。その結果、カテゴリー【選挙の意義や投票方法】、【生活と関連づけた投票に関する内容】が形成された。

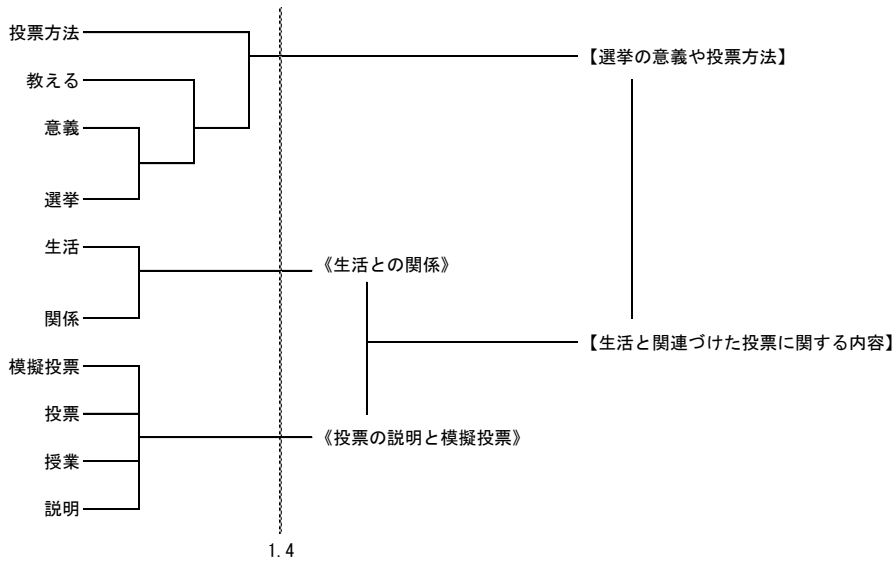


Fig. 1 知的障害高等特別支援学校生の保護者が選挙や政治に関して学校で取り扱ってほしい教育内容

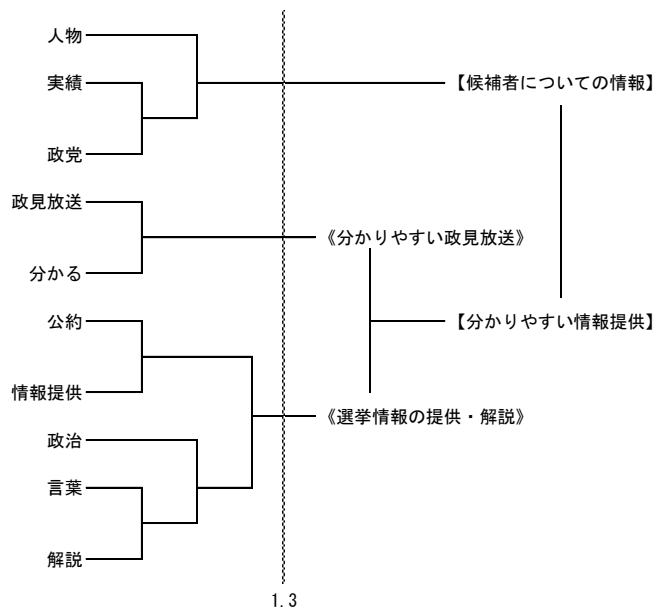


Fig. 2 知的障害高等特別支援学校生の保護者が選挙にかかわる情報提供において我が子へ配慮してほしい事項

法】、《生活との関係》、《投票の説明と模擬投票》を学習内容として取り扱う際には、保護者の半数近くが我が子の投票や選挙家庭への関心が低いと感じていることから、その内容や方法を保護者に伝え、家庭での対応⁴⁾も不可欠となると考える。その際に参考になる先行的な取組としてT大学附属特別支援学校の実践がある⁵⁾。授業導入前に保護者の意向を事前アンケートとして調査し、その結果を授業に反映し、単元計画をより生徒の状況にあったものとしている。そして、選挙終了後に事後アンケートを実施し、生徒や保護者の意識や行動の変容を把握している。この保護者を対象とした事前・事後アンケートの結果も含めて、授業を通しての生徒の選挙への生徒の意識の変化や行動の変容を検証している。

2. 選挙にかかわる情報提供において配慮してほしい事項

保護者が選挙にかかわる情報提供において配慮してほしい事項は【候補者についての情報】、《わかりやすい政見放送》、《選挙情報の提供・解説》であった。

知的障害者の支援においては既存の選挙公報・新聞・雑誌は読字力から情報源とはなりにくいことや、テレビやラジオは聞き慣れない政治用語の意味理解が困難となることへの対応が必須となる¹⁹⁾²³⁾。こうしたことへの対応として、手をつなぐ育成会が会報を用いて、知的障害者が理解できるような「わかりやすい選挙広報誌」を発行する動きも見られる¹⁾。

しかし、障害者への対応として比較的進んでいるとされる視覚障害者、聴覚障害者においても、政見放送は衆議院議員総選挙の比例代表では字幕の付与が、参議院通常選挙の選挙区では手話通訳および字幕の付与が認められておらず、選挙公報は点字版がすべての都道府県で作成されているものが拡大文字版は半数以上の都道府県で作成されていないことが状況にある¹³⁾。

このような現状を踏まえると、知的障害高等特別支援学校においては、「聞き慣れない政治用語」とできるだけならぬよう、『正しい学習と知識の積み重ね』²⁰⁾を指向する構えが不可欠と考える。

その際に参考になる先行的な取組として、東京都立南大沢学園の実践がある²¹⁾。在学3年間で系統的な学習となるように、の選挙制度の理解①(1年生、2年生)、選挙制度の理解②と模擬投票(2年生)、選挙管理委員会の協力を受けての出前授業(3年生)の展開としている。

なお、補助資料に関しては『学校における補助教材の適切な取り扱いについて(通知)』(平成27年3月4日付 26文科初第1257号)があり、慎重な利用が課題となる。その際、知的障害特別支援学校高等部での使用を意図して編集された「くらしに役立つ社会」¹⁵⁾の『第1章 私たちのくらしと社会』の内容、ならびに、その記載方法が参考となろう。

3. 投票当日に配慮してほしい事項

保護者が選挙当日に関わって希求している事項は【投票の流れが分かる会場】、《支援カードの利用》、《支援者の配置》であった。

障害者への投票行動への合理的配慮としては代理投票制度がある¹⁴⁾¹⁷⁾。この代理投票制度は《支援カードの利用》《支援者の配置》に当たる制度であり、「氏名等掲示について、選挙人が手元で見ることができるよう縮小版を準備する」「意思疎通を図るためにコミュニケーションボードを準備する」といった設備等の整備が行われ、投票所の事務に従事する者等のうちから定められた補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの1人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するようなシステムとなっている。しかし、当日のみの補助者では意思確認が困難で棄権扱いとなる状況となる場合もある¹⁰⁾。

また、【投票の流れが分かる会場】に関わっては、国政選挙における投票所の設備等に関して『投票所の設備等に関する留意事項について(通知)』(平成29年9月29日付 総行管第295号)が示されている。しかし、この通知においては、『障害者や高齢者等』として移動困難者への支援が主となっている。そうしたこともあってか、『特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集』³⁾などの各教育委員会の手引きもその内容は身体障害者が主であり、知的障害者への言及は少ない。こうした状況への対応として、模擬投票を各選挙管理委員会と連携して行う際等に、今回示された知的障害のある生徒の保護者が希求する事項や、『知的障害のある人に対する合理的配慮の具体例』²⁰⁾に示されている『政治参加(選挙等)において考えられる配慮内容』等を伝え、模擬投票がそうした合理的配慮の試行となるような必要になると考える。

このような現状において、東京都私立Y特別支援学校が行っている挑戦的な取組がこれからの各校における実践の参考になるもと考える²²⁾。2017年の東京都議会選挙に合わせ、

まず、校内での選挙管理委員会職員から選挙公報を使って立候補者の説明を受けた後、選挙管理委員会が用意した都議会選挙用の投票箱、記載台、本物に近い投票用紙を使つての模擬投票が行われた。そして、期日前投票会場の別室で学校の模擬投票と同じ投票練習を行った。そして、本番においては、保護者や選挙管理委員会職員の支援を求めることなく、自分一人で投票用紙に記名し、投票した。

模擬投票を実際の投票行動につなげるため、保護者への我が子の選挙権行使の理解啓発が不可欠とする意見もある²⁶⁾。しかし、教員が保護者に、保護者ならびに生徒の投票行動を直接的に促すことは困難である。そうしたことから、繰り返しのある具体的な活動がわかりやすいとされる知的障害者の学習特性²⁷⁾を十分の配慮したY特別支援学校の取組みは他校での取組みに多くの示唆を与えるものと考えられる。

文 献

- 1)朝日新聞(2019):障害者の投票に「親の会」広報誌。2019年4月20日朝刊。東京版27面【むさしの地域面】。
- 2)橋本康弘(2019):身近なテーマを取り上げた主権者教育の実践—外部機関と特別支援学校の連携による実践—。特別支援教育研究, 745, 10-13。
- 3)神奈川県教育委員会(2017):特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集。
- 4)川口貴大(2016):政治的教養を育む教育の基本的な考え方。特別支援教育の実践情報, 171, 34-35。
- 5)栗林陸美・松原健・松原香織・和田充紀・水内豊和(2016):知的障害特別支援学校高等部における主権者教育についての一試案。富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要, 11, 107-114。
- 6)松野友香・坂本裕・松原勝己(2019):知的障害のある高等特別支援学校生徒の選挙への保護者の意識に関する調査研究。岐阜大学教育学部附属特別支援教育センター年報, 26, 47-50。
- 7)文部科学省(2018):特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(幼稚園・小学部・中学部)。開隆堂。
- 8)文部科学省(2019):特別支援学校高等部学習指導要領。
- 9)長野仁志(2018):若者の生活現実からはじめる主権者教育。高校生活指導, 206, 92-103。
- 10)日本自閉症協会(2014):自閉症・知的障害者等の選挙権行使への支援を求める声明。
- 11)額田みさ子(2019):特別支援学校における法教育。特別支援教育研究, 739, 54-55。
- 12)大井ひかる・成田泉・島田明子・水内豊和(2016):知的・発達障害成人の選挙をめぐる現状と課題。富山大学人間発達科学研究センター紀要, 11, 87-91。
- 13)大倉沙江(2018):障害がある有権者に対する挙情報の保障をめぐる政策の現状と課題。情報通信学会誌, 36(1), 23-30。
- 14)大胡田誠(2016):政治参加における差別と合理的配慮。ノーマライゼーション, 425, (電子ジャーナル版)
- 15)大南英明(代表編集)(2007):くらしに役立つ社会。東洋館出版社。
- 16)埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園(2017):事例2 教員による立会演説会を活用した選挙制度の学習と模擬投票。国政情報センター出版局(編)特別支援学校における主権者教育。国政情報センター。58-75。
- 17)柴田洋弥(2013):知的障害者等の選挙権行使を支援しよう。ノーマライゼーション, 284, (電子ジャーナル版)
- 18)主権者教育の推進に関する検討チーム(2016):「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ。
- 19)立岡暁・橋本義博(2011):知的障害のある人と参政権。井上英夫・川嶋和代・藤本文朗・山本忠(編)障害をもつ人々の社会参加と参政権。法律文化社。42-56。
- 20)「知的障害のある人の合理的配慮」検討協議会(2015):知的障害のある人に対する合理的配慮の具体例。
- 21)東京都立南大沢学園(2017):事例1 選挙制度の理解と選挙管理委員会による出前授業、模擬投票。国政情報センター出版局(編)特別支援学校における主権者教育。国政情報センター。
- 22)坪井龍太(2017):特別支援学校における選挙学習の主権者教育への発展可能性。法と教育, 8, 69-77。
- 23)矢嶋里絵(1993):知的障害をもつ人々の政治参加の実態。井上英夫(編)障害をもつ人々と参政権。法律文化社。69-86。
- 24)吉田涼作(2017):一八歳選挙権めぐって。星海, 64, 70-76。
- 25)和田充紀・水内豊和(2016):知的障害特別支援学校における主権者教育に関する現状と課題—全国国立大学附属特別支援学校を対象とした質問紙調査から—。富山大学人間発達科学研究センター紀要, 11, 115-122。

- 26)和田充紀・水内豊和(2018):知的障害特別支援学校における主権者教育に関する現状と課題:一全国知的障害特別支援学校を対象とした質問紙調査から一.富山大学人間発達科学部紀要, 12(2), 45-53.
- 27)渡邊真之(2017):「教育の政治的中立」と政治教育・主権者教育—18歳選挙権を踏まえて—.教育学研究, 84(1), 49-54.

(受稿 2019.5.28, 受理 2020.1.6)